

eco シフトチェンジ

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

2024年4月1日 実施

 北陸電力株式会社

I 本 則

1 契約種別

この低圧特別約款（料金表）のecoシフトチェンジ（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は，ecoシフトチェンジといたします。

2 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当し，かつ，お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること，または契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (2) 1 需要場所において，動力を使用する需要とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(1)に該当し，かつ，(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (3) 当社の「デマンドレスポンスサービス利用規約」に定めるデマンドレスポンスサービスの適用を受けられる電気給湯機等（以下「電気給湯機等」といいます。）を使用すること。
- (4) 当社の「デマンドレスポンスサービス利用規約」により電気給湯機等を対象としたデマンドレスポンスサービスに加入していること。

3 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

4 契約容量および契約電力

契約容量または契約電力は，お客さまの申出にもとづき，次の(1)または(2)のいずれかにより定めます。

なお，(1)の適用後1年に満たない場合は，原則として(2)を適用いたしません。また，(2)の適用後1年に満たない場合は，原則として(1)を適用いたしません。

(1) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，要綱別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(2) お客さまがその1月の最大需要電力（記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量を2倍した値の最大値をいいます。なお，その単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，最大需要電力が0.5キロワット未満となる場合は，最大需要電力を1キロワットといたします。）と前11月の最大需要電力により契約電力を定めることを希望される場合には，各月の契約電力は，要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(3)によらず，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに要綱およびこの料金表による電気の供給を受ける前から引き続き当該

一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、要綱およびこの料金表による電気の供給を受ける前の供給は、契約電力の決定上、要綱およびこの料金表によって受けた供給とみなします。

ロ 主開閉器の定格電流等を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 主開閉器の定格電流等を減少される場合で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、減少された主開閉器の定格電流等の内容により、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表2（燃料費調整）(1)ホに定める基

準燃料価格を下回る場合は、要綱別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表 2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を上回る場合は、要綱別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量または契約電力に依り 1 月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

なお、4（契約容量および契約電力）(2)により契約電力を定める場合は、1 キロワットを 1 キロボルトアンペアとみなして基本料金を算定いたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,255 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	302 円 50 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	31 円 98 銭
-------------	-----------

6 その他

(1) その他の事項については、要綱によるものとしたします。

(2) この料金表の実施上必要な細目的事項については、II（実施細目）によるものとしたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

この料金表から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

2 契約容量

お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約主開閉器の設定は不要とし、この場合の契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100 \text{(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(1)ロにおける電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

3 電気給湯機等にかかわる取扱い

(1) 電気給湯機等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、電気給湯機等を取り付けまたは取り替えされた場合は、電気給湯機等の設置を証明する書類等を提示していただきます。

(2) 当社は、電気給湯機等の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、その機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。

2 契約電力についての特別措置

本則4（契約容量および契約電力）（2）については、当分の間、適用いたしません。適用を開始する際は、あらかじめ、電磁的方法等によりお知らせいたします。

3 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19（料金の算定）および要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

